

議事録

件名： 契約監視委員会（平成 25 年度第 2 回）
日時： 2013 年 8 月 29 日（木曜日） 14：00 ～ 15：40
場所： JICA 本部役員会議室
委員： 川上 照男 有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 伊藤 隆文 国際協力機構 監事
JICA： 小寺理事 調達部（事務局） 植嶋部長他数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、地球環境部、人間開発部、南アジア部、東南アジア・大洋州部、資金協力業務部、国内事業部、資金管理部、研究所、北海道国際センター（札幌）、アフガニスタン事務所 各数名
議題： （1）競争性のない随意契約の点検（平成 24 年度） （2）その他 ・脆弱国等における調達方法の見直しについて

議事概要：

1. 競争性のない随意契約の点検（平成 24 年度）

点検対象契約 11 件（別添資料 1 参照）の点検結果および質疑応答は以下のとおり。なお、委員の都合により一部案件を繰り上げて審議することとなったため、審議の順は別添リストの順とは異なる。

No. 2 モザンビーク国ナンブラ州初等教員養成計画準備調査業務実施契約

委員：契約件名は教育養成計画準備調査ということだが、内容としては設計のみか。

機構：基本設計を最終化した上でそれに基づいて事業費の概算額等を算出し、詳細設計までを作成するのが業務の内容である。

委員：建築関係のみということか。

機構：然り。

委員：教育の専門性を必要とする調査は入っていないとの理解でよいか。

機構：事業の妥当性を判断する上で、先方政府の教育制度や教員採用計画等を調査しているため、教育分野専門の団員も含まれている。

委員：教育関係の前回調査結果は報告書等でまとめられ、だれでも理解できる状態になっているか。

機構：先行調査結果については報告書にまとめられている。

委員：であれば、継続性が要求されるのは建築関係及び設計等についてのみということか。

機構：基本的にはその通り。ただし、調査の中断期間が約 1 年あり、その間に新たな教育の施策や統計等が出されていないか等を調査再開時にレビューしているため、先行調査結果をきちんと把

握している必要がある。

委員：教育関係について、前の業者でなければできないと断定できるか。

機構：教育関係についてはそこまで断定するのは難しいが、設計については前回の経験が必要となる。

委員：以前から設計関係で継続性が必要との説明は聞いているが、以前問題になった道路案件等とは異なり、建築関係は先行調査の書類を見ればある程度の能力を持った企業なら引き継げるのではないか。

機構：本件は発注者である JICA 側の事情で調査を中断したものであることに加え、基本設計のドラフト作成中の中断であったため、やはり同一業者で継続性を持って実施していく必要があると判断した。

委員：報告書、建築関係のドラフトをもとに次の業者が引き継ぐことは絶対に不可能か。

機構：基本的には設計の責任の問題があり、困難。仮に他の業者に引き継ぐ場合は前の調査結果をレビューする必要があり、相当な費用が掛かる。加えて調査の効率性の観点からも、特命で実施するという判断に至った。

委員：競争にかけることにより、場合によっては企業努力により別の企業が先行調査を実施した企業より低価格で競争に参入してくる可能性もあるのではないか。

機構：本件を競争にかける場合、発注者としては適正な競争の確保のために先行調査のレビューも含めた形で人月を提示する必要が生じ、契約が高止まりする可能性が高くなる。そのような合理性があるかという点、私たちはないと判断した。

委員：以前の道路案件の議論の際には、前の業者が採用した基準を後の業者が採用するとは限らないという議論があったと記憶しているが、建築関係でも同じことが言えるのか。

機構：国による。基準がしっかりしている場合はそれに基づいて作成する。そうでない場合は、イギリスの基準を使ったり日本の基準を使ったりすることもある。その裁量はコンサルタントに委ねられている。

委員：どの基準を使ってどの様に算定しているかが別の企業には分からない、といった問題があるのか。

機構：そのような問題はないと認識しているが、本件は教員養成校の建設であるため、通常の小学校や中学校のような標準的な設計があるわけではなく、個別性の高い設計になっているということと言える。

委員：そのあたりは常識的に分かるのではないかというのが、他の企業の立場に立った場合の素人的な印象。他の案件でも似たような事例が出てくるのではないか。

機構：類似の案件についてもう少し事例を重ねた上で整理しなければならないと考えている。

No.10 平成 24 年度地域別研修「アジア地域 農民参加型用水管理システム(A)」コースに係る委託契約

委員：北海道以外の他の土地改良区が手を挙げる可能性があるのではないか。

機構：土地改良事業と維持管理事業の両方を実施している土地改良区は、北海道以外ではほとんど見られない。その中で、これまで研修員受入れの実績のあった大雪土地改良区に JICA からアプローチして本研修が成立した経緯がある。本来土地改良区の事業には国際協力事業が含まれないことから、競争とした場合でも他の改良区が手を挙げることは難しいと判断している。

委員：道外には土地改良事業と維持管理事業の両方を実施している土地改良区は全くないということか。

機構：途上国が農民を組織化し促進しようとしている用水管理と北海道の土地改良区の下部組織が支線水系レベルで農民を共同参画させ、組織化し実施している用水管理はほぼ同規模といえる。こうした規模感を度外視すれば皆無とまでは言い切れないが、北海道以外ではこうした支流が

ら末端の支線水系レベルで農民が共同参画し組織的に用水管理事業を実施しているところはほとんどない。

委員：規模について具体的なデータはあるか。

機構：後ほど具体的に示したい。例えばインドネシアのような途上国で灌漑事業を行う際の農家規模や末端組織による用水管理事業の規模が、北海道の土地改良における規模と近いといったことで本事業を始めている。

委員：どういった農民を対象に協力をしていて、そのニーズに合った土地改良区を選んでいるのか。途上国にも様々なパターンがあると思うので、日本側も様々なバリエーションを持っておくというのが途上国のニーズに応える結果になるのではないか。

機構：土地改良区というのは設立目的からして国際協力事業をやる団体ではない中で、北海道開発局や市の協力を得ながら JICA の方からお願いしてやっていただいている。いわゆる競争市場に出てくるという存在ではないということは理解いただきたい。

委員：最近こういった灌漑施設などは土地改良区に任せるのではなく農業に関わっていない住民も含めて地域ぐるみで担っていこうという動きがある。日本の従来型の土地改良ではなく、そのような新たな技術やアイデアを途上国に提案することも意味があると思う。そのような意味で、新たな可能性を想定しながら幅広い募集をするということも検討いただきたい。

No.11 電子複写機賃貸借・保守（単価契約）

委員：再リースの価格が 10 分の 1 というのは一般的なのか。

機構：然り。他の機材、たとえばサーバーなども 10 分の 1 になっている場合が多い。別途妥当性についても確認済みであり、レンタルの場合・購入した場合とも比較したうえで再リースが妥当と判断した。

委員：最初の契約はいつからか。その際は入札したのか。

機構：平成 19 年から。入札は実施している。

委員：5 年後の再リースの可能性を想定して入札をしているか。

機構：入札時点で再リースまでは想定していない。

委員：再リースまで考慮すると他社が有利になる可能性もあったのではないか。

機構：平成 19 年からの契約が 578 百万円、再リースの契約は 20 百万円という規模の差を考慮すると、それは考えにくい。また、会社によって再リース料で大きな差がつくような市場ではない。また、そもそも再リースは平成 19 年当時には想定していなかった。

委員：単価契約なのに契約金額があるというのはどういうことか。契約金額はどのように算出されたのか。

機構：支出見通し金額である。支出見通し金額は過去の使用実績から積算した見積もりに基づいている。具体的には、モノクロ 1 枚 1.55 円、フルカラー 1 枚 10 円という契約単価にこれまでの使用実績を掛けて算出している。実際の実績とは多少のずれがある。

No. 1 タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト（洪水管理システム構築支援）業務実施契約

委員：配布資料によると、洪水対策プロジェクトを実施できる機関は河川情報センター（FRICS）のみであるように読めるが、他国の類似案件も同センターが全て実施しているのか。また、洪水対策関係の技術は国交省からの委託を受けて FRICS が開発しているのか。

機構：まず、洪水解析システムは、市販の汎用プログラムを利用して民間企業が実施する例は多数ある。本案件は、ベースとしては、土木研究所の ICHARM という組織が開発した R R I モデル（雨量、流下、氾濫モデル）や、東大の生研が開発した H 0 8 モデルなど、高度で最先端の技術を動員して、それらを選択しながら、統合的な洪水予警報システムとしてまとめ上げる業務

であった。加えて、氾濫までも予測モデルに包含したモデルは R R I モデルが世界初、また、その精度を確保するために極めて高精度の地形情報をレーザープロファイラーによって 2 万 4 千平方キロにわたって整備したのは J I C A である。このようなモデルはこれまで存在しなかった。 F R I C S は、こうした多くの技術を全て活用して統合予測システムにまとめ上げる実績を本邦の河川関係の組織では、唯一有している機関である。加えて、タイ国政府に実運用の技術移転を行うことから、FRICS による実施が必要であった。

委員：民間を含めてこの組織しかできないという説明をもう少しすべきであろう。

機構：指摘の通り、説明不足については改めたい。

委員：他の組織に同様の能力がないことをどのように判断したのか。

機構：土木研究所等の技術を取り込んで日本国内で実際の河川管理に応用している組織はここしかないというのが実態。一方、他の組織ができないと証明することはかなり難しいが、実質的には FRICS しか存在しない。

委員：難しいのであれば競争にかけるのが原則ではないか。また、FRICS しかできないということだが、契約書の業務従事者名簿を見るとかなり補強が入っている。

機構：河川管理のシステムを作る場合、河川工学を踏まえて管理全体のシステム構成を作る部隊と、実際のコンピューター上でのシステムとして組み上げる部隊に分けられる。前者の頭脳の部分を主に FRICS が担っているということ。また、システムとして組み立てる場合、技術的に現段階では不可分であった。

機構：本件は今回が初めての試みであり、今後同様の案件があった場合にはもう少し切り分けができるかどうか別途議論している。また、今回は緊急対策でもあるため、総合的に考えれば一体的に実施することに合理性があったと考えている。

No. 3 ギニア国幹線国道橋梁改修計画準備調査（事業化調査）業務実施契約

委員：先行の基本設計調査実施後、政情不安の為に 5 年の空白があるにもかかわらず特命随意契約としたのはなぜか。先行調査実施時のデータを利用すれば他社も競争に参加できたのではないか。

機構：先行調査について、基本設計調査報告書は成果品として受領しているものの、現地収集資料や構造計算結果及びその他の詳細データはコンサルタントが所有している。仮に他の業者が本業務を行う場合、先行調査のレビューに相当な時間がかかることが想定される。

委員：中断期間が短期であれば理解できるが、5 年経っているのに特命随意契約という点が疑問である。

機構：5 年前と現地の状況が大幅には変わっていないとの現地の報告から、基本部分からの見直しは必要なく前回の設計内容を踏襲できる、との前提に立った判断である。

委員：先行業者がアドバンテージを持っていることは理解できるが、それだけでは特命随意契約の理由にはならない。JICA が先行調査の成果を吸い上げ、先行業者のアドバンテージを下げる努力をすべきではないか。その上で競争に付した場合に結果が違って来る可能性もあるのではないか。

機構：昨年度からの課題であり、整理をしなければならないと考えている。一方、繰り返しとなるが、JICA は限られた職員数で非常に幅広い業務を実施しており、国交省のような体制・人員を整備することはできないのが実情。また、体制整備をするには、事務コストが高くなるという問題も生じ、現状の案件数の確保が困難となる。

No. 4 アフリカ地域ザンビア - ジンバブエ「チルンド橋梁建設計画」フォローアップ協力調査業務実施契約

委員：No. 3 と共通の問題意識だが、設計図面や構造計算結果を JICA が持っていないというのは一般的なのか。

機構：FIDIC（国際コンサルティング・エンジニア連盟）の定める基準においても、構造計算結果等の知的財産権はコンサルタントが持つのが標準となっている。なお、無償資金協力においては相手国政府が実施主体であるため、相手国政府がコンサルタントと契約しているという状況である。

委員：先方政府が実施するにしても、こちらが資金を提供して事業を実施しているにも関わらず、その構造計算結果等資料を後に利用することができずこちらの負担が重くなるというのは理解し難い。

機構：構造計算結果等関連情報を先方政府及びコンサルタントの了解を取ってJICAが一度受け取り、それを別のコンサルタントに提供するという事は理論的には不可能ではないと思う。ただ、仮にそのような形をとってもコンサルタントが責任を持った設計を作成するためには、別のコンサルタントが以前に調査した結果を100%信じて設計することはできず、結局大部分を再度検証することになる。よって、競争に付す場合はコンサルタント業務費用の算定時においても右検証作業分の業務を上乗せして積算する必要があり、コスト高とならざるを得ない。

委員：No. 3と同様。先行業者にアドバンテージはあるが、競争してみなければわからない部分もあるのではないか。

機構：実務的には相当難しいことではあるが、JICA内で議論していきたい。一方、改めて理解していただきたいのは、年間新規で300件程度のコンサルタント契約のうち特命随意契約は20件程度しかないということ。できるだけ競争がきちんと働くよう情報を出して行っている中で、止むを得ないものだけ特命随意契約にしている。

No. 5 Security Contract for JICA Afghanistan Main Office

委員：国際的なセキュリティサービスを提供している企業という認識でよいか。

機構：然り。

委員：同様のサービスを提供している企業はないのか。

機構：2010年に4社の企画競争で選定されたが、選定に漏れた3社の中にも世界中で事業を展開している企業はあった。

委員：今後2010年と同様に企画競争を行う計画はあるか。

機構：今後全くないとは言えない。アフガニスタン政府の方針により民間企業が警備要員を新規に増やすことは厳しく規制されているものの、2014年末のISAF(国際治安支援部隊)の撤退との関係で既存の警備要員に余剰が生じてくる状況もあり得ると見ており、1～3年後には競争を実施することもあり得る。

No. 6 専用口座及び専用システムによる研修員宛滞在費支給のためのサービス取扱いに関する協定

委員：数あるメガバンクの中で本件契約相手方しか業務の実施ができない理由如何。また、今後移行する予定はあるか。

機構：過去の経緯は案件概要シートに記載の通り。2010年度第3回契約監視委員会における指摘を受け、競争性のある方式へ移行すべく、主要な金融機関に継続的なヒアリングを行い、今年度に入札を実施したものの、結果的には本件契約相手方となった。他者からの応札もあったが、仕様を満たしていなかったため失格となった。

No. 7 本部設置給茶機の管理業務委託に係る単価契約

委員：契約金額には機械のリース代も含まれているか

機構：給茶、給湯のサービスを提供することが契約内容であり、機械の調達方法については契約相手方の裁量事項。

委員：業者の比較はしたか。

機構：然り。比較の結果、レンタル・リースをすると1杯あたり5円以上かかるところ、現行方法であれば2円程度であることから、価格の妥当性もあると判断した。

No. 8 東南アジア型組織経営モデル研究[業務委託契約]

委員：公共政策を研究している大学が多数ある中、なぜGRIPSを選んだのか。

機構：今回の契約に至った経緯としてまずはGRIPS側と共同研究を実施しようという合意があった。それに必要な事務経費や様々な関係者との調整業務等に係る経費についてGRIPSと契約をしている。

委員：共同研究においては唯一ここしかできないという説明が難しいかと思い質問した。JICAから持ちかけてGRIPSを巻き込んでおいて、入札をするので参加してくださいというのは現実的ではない。

委員：契約自体が問題ということではなく、むしろこうした研究はぜひ進めて貰いたいと思っている。

委員：共通する事務の部分は別々にやるよりもまとめて行った方が効率的。今回もその部分を特命随意契約にしたという形である。本件のような契約では、共同研究をやるだけの背景や理屈、経緯がしっかりあるかどうかということを見てもらうのが本筋かと思う。

No. 9 SERVICE AGREEMENT FOR Case study of resilience in East Asian and South East Asian countries

委員：No. 8と関連するが、共同研究的な色彩があるかどうかを含めて説明願いたい。

機構：Global Development Network(GDN)との共同研究である。GDNは世銀のチーフエコノミストが立ち上げた開発途上国及び先進国の政策・研究機関と研究者ネットワークを統括する国際機関であり、同分野で第一線級の研究者のネットワークを持っている。

機構：No.8と同様、JICA側からこのような国際的な機関のネットワークやアドバンテージを活用すべく、共同研究の働きかけを行う場合は多い。必要な経費を委託する形になってはいるが、通常の委託契約のように競争による選定には馴染まない。ただし、相手先が非常に希少性の高い機関であるということを明確に説明できることは必要。共同研究にかかる随意契約の考え方についても内部で議論し、整理していきたい。

2. その他

・脆弱国における調達方法の見直しについて

事務局より別添資料2に基づき説明し、その内容について了承を得た。

以上

別添： 資料1：競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト

資料2：脆弱国等での競争入札に係る対応の特例について（案）

平成25年度第2回契約監視委員会における競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト

番号	主管部	調達種別	契約件名	契約金額	契約相手先	委員選定理由	選定委員
1	地球環境部	コンサルタント等契約	タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト(洪水管理システム構築支援)業務実施契約	265,078,800	財団法人河川情報センター	契約相手方FRICSが海外で業務を実施する能力がある点について、研修実施経験があることだけでは、説明が十分ではないように思われます。(川上) 「その業務のために設立された公益法人」という説明が、事業仕分け等では受け入れられなかった経緯がある。(伊藤)	川上、伊藤
2	人間開発部	コンサルタント等契約	モザンビーク国ナンブラ州初等教員養成計画準備調査業務実施契約	52,978,800	株式会社マツダコンサルタント	継続的業務で、多様性のある事業内容であると思われるため。	木村
3	経済基盤開発部	コンサルタント等契約	ギニア国幹線国道橋梁改修計画準備調査(事業化調査)業務実施契約	38,258,850	株式会社片平エンジニアリング インターナショナル	積算の見直しというのは、これまでのプロジェクトにかかる成果物を利用することにより当時の設計者以外でもできるのではないか。(関口) 金額が大きく、「随意契約詳細理由」の記載のみでは理解できない点について、随意契約とせざるを得ない理由をもう少し詳しく確認したい。(中久保)	関口、中久保
4	資金協力事業部	コンサルタント等契約	アフリカ地域ザンビア - ジンバブエ「チルド橋梁建設計画」フォローアップ協力調査業務実施契約	18,743,550	株式会社長大	建設時の設計図面(詳細構造図面及び竣工図面等)、構造計算書類等の元情報の所有権はJICAにないのですか？それが一般的なのでしょうか？(関口) 金額が大きく、「随意契約詳細理由」の記載のみでは理解できない点について、随意契約とせざるを得ない理由をもう少し詳しく確認したい。(中久保)	関口、中久保
5	アフガニスタン事務所	各種業務委託	Security Contract for JICA Afghanistan Main Office	132,270,359	Global Integrated Security (Japan) KK	アフガニスタンでの警備のために契約相手方に多額の発注を行っているが、契約金額は同国の諸事情、業務内容に照らして妥当なものなのか、また契約相手方は日本法人なのか、さらに他に警備会社はないのか、などにつき説明が必要で。	川上
6	国内事業部	各種業務委託	専用口座及び専用システムによる研修員宛滞在費支給のためのサービス取扱いに関する協定	21,000,000	三井住友銀行	金額が大きく、業務内容に照らし、他のメガバンクでも受託可能なのではないかと考え、随意契約とせざるを得ない理由をもう少し詳しく確認したい。	中久保
7	資金・管理部	各種業務委託	本部設置給茶機の管理業務委託に係る単価契約	8,844,000	西洋フード・コンバスター株式会社	発注済みの関連業務についての説明がなく本契約と不可分なことの説明としては不十分と思われます。	川上
8	研究所	各種業務委託	東南アジア型組織経営モデル研究[業務委託契約]	81,963,420	国立大学法人政策研究大学院大学	最近、公共政策研究を掲げる大学も増えているのでは？競争には適さなかったでしょうか。(関口) 「他にない」「唯一の機関」というのは、証明が難しい。(伊藤)	関口、伊藤
9	研究所	ローカルコンサルタント	SERVICE AGREEMENT FOR Case study of resilience in East Asian and South East Asian countries	11,571,247	Global Development Network	「他にない」「唯一の機関」というのは、証明が難しい。ローカルコンサルタント4契約の中で金額が最も大きい。	伊藤
10	北海道国際センター(札幌)	技術協力研修	平成24年度地域別研修「アジア地域 農民参加型用水管理システム(A)」コースに係る委託契約	3,761,636	大雪土地改良区	土地改良区という公共組合が受託者であるため。	木村
11	資金・管理部	賃貸借(物品)	電子複写機賃貸借・保守(単価契約)	22,106,822	富士ゼロックス株式会社	当初の契約において、再リース料を含めて、一定期間を通算した賃借料の比較はなされているか。	木村

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト（洪水管理システム構築支援）
(2) 契約金額	265,078,800 円
(3) 履行期間	2012年7月2日～2013年2月4日
(4) 契約相手名称	財団法人河川情報センター（現在は一般財団法人）
(5) 担当部署	地球環境部

《随意契約理由》

- ◎ 洪水情報管理システムを検討・整備・構築することは、国等が行う河川管理行政の一環であり、民間に蓄積されている技術ではない。我が国では、国土交通省が長年に渡り河川管理の責務を担い、現在はその経験・技術を河川情報センターが引き継いでおり、本業務を担える機関は同センターが唯一である。
- ・ 本業務は、我が国が総力を挙げて行っているタイの洪水対策支援の一環であり、(1)洪水情報管理システムの基本計画策定、(2)洪水予測システムの構築、(3)システム運用の技術移転を行うものである。
- ・ その中でも、2012年の洪水期までに洪水予測システムを構築することは重要課題であった。短期間で同システム構築にあたって、河川の知見とシステム関連の知見が同時に必要であり、また、包括的な視点から主要河川の河川情報管理の実施経験を有することが必要である。

2. 背景・経緯

- (1) 本契約で実施する業務は、2011年のタイで発生した洪水後の支援の一環。
- (2) 先行して、①2011年12月からチャオプラヤ川流域全体の洪水対策マスタープランの策定支援（～2013年10月末）、②同洪水対策検討に必要な微細地形図の作成（2012年2月～同年9月）、③同洪水で被災し今後の洪水対策でも有益となる事業（水門建設・道路嵩上げ）への無償資金協力（調査：2012年3月～同年9月、本体事業～2015年4月）、④農村地域・農業セクターの洪水対策案作成（2012年3月～2013年6月）、⑤全体を調整する個別専門家の派遣（2012年7月～2013年7月）を実施。
- (3) 本業務は、洪水対策のうちの非構造物対策部分の具体化を担い、(i)洪水データ分析システム（洪水予測システム）の構築と、(ii)洪水情報管理システム全体（予測に加えてデータ収集から伝達までの全体）に対する基本計画を策定するもの。

3. 業務内容

- (1) 河川・流域情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供といった、洪水情報管理システムの基本コンセプトの作成、同基本計画(Basic Plan)を作成する。
- (2) 洪水データ分析システム(洪水予測システム)を構築し、2012年の洪水期に暫定版を運用し、日系企業の意見も踏まえ改良する。
- (3) システムを運用し、治水を担うタイ側の意見も踏まえ改良し、併せてカウンターパートの運用能力向上を行う。

4. 特命随意契約の理由

本業務内容の重要課題は、洪水予測システムを整備・構築すること、すなわちタイ国に導入することであるが、それは単に与えられた条件で計算プログラムを組むことではなく、国又は地方自治体が行う河川管理行政の一環として、河川の特長を踏まえた洪水予測システムとすることである。その上で、河川・流域情報の収集、将来予測を行い、発信すべき情報(洪水の警報など)の内容や質の判断、タイ国によるそれら一連の今後の運用方法の技術移転を合わせて行うものである。

以下の理由により、このような性質の業務を行うことができる機関は財団法人(現在は一般財団法人)河川情報センター(以下、FRICS)のみである。

(1) 理由

- (ア) FRICS は、国土交通省の河川管理業務の一環として、日本全国の都道府県等の行政区分にまたがる一級河川における、情報の収集、処理・加工、解析、保管及び提供に係る河川情報システム(洪水情報管理システムと同義、洪水予測システムを含む)の開発、標準化、運用及び管理・整備を一手に担い、水災害による危機管理の基礎となる河川情報の管理を行う実績のある唯一の機関である。
- (イ) 本邦において洪水情報の発信を責任を持って行う民間企業は存在せず、責任を持ってその実運用を行う経験を有するのは国や地方自治体以外ではFRICSのみである。
- (ウ) 今後、タイ政府側機関により洪水予測システムを実運用して洪水被害を予防、軽減する重要な責任を負うことになるが、そのためには、同システムの操作やプログラミング部分だけを知っているだけでは不十分で、河川管理全体を把握する業務経験に基づいた支援が必要である。政府の果たす役割全体を踏まえた支援を行える機関はFRICSのみである。

(2) その他の重要な視点

技術的側面

- (ア) FRICS は、我が国の主要 109 水系の一級河川の降雨量、流量、水位のデータの収集、分析を 365 日、24 時間体制で実施する体制を有しており、こ

1. タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト（洪水管理システム構築支援）

のような対応をとれるのは、公的機関として河川管理情報として提供している FRICS のみである。

- (イ) また、同様に技術的側面として、本業務では、世界中で初となる最先端の洪水予測システムを構築し、タイ国政府に実運用（洪水警報の発信）の技術移転を行うことから、高い技術力が求められる。FRICS は、そのような技術力を有し、対応できる体制を備えている。

時間的側面

- (ウ) タイ国政府は、2012 年の洪水期に 2011 年と同様の対応（事前に水災害の危機管理情報・河川情報が適切に提供されない）を繰り返すことは避けなければならなかった。また、日系企業の要望もあり、2012 年の雨季にシステムの一部でも間に合わせる必要があった。FRICS は、その実績から目的達成の信頼度を有し、タイ政府にその運用方法を指導するまでの包括的体制をとれる組織である。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	モザンビーク国ナンプラ州初等教員養成計画準備調査
(2) 契約金額	52,978,800 円
(3) 履行期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 6 月 20 日
(4) 契約相手名称	株式会社マツダコンサルタンツ
(5) 担当部署	人間開発部

《随意契約理由》

- ◎ 調査の再開であるため、先行調査と同一契約相手先の選定が必須である。
- ・ 外務省より同年度（2011 年度）内に当初の 2 計画の閣議請議が困難であるとの連絡を受け、先方政府の実施優先度の高い中学校案件の調査を優先し、教員養成校案件の調査を実施可能な範囲まで進めた後一旦中断し、調査再開指示が出された後に、調査未了部分のみを対象として再開したもの。
- ・ 調査の再開のため、前契約相手方がその先行業務で得た知見・手法・情報等を活用して当該業務を行うことが効率性及び経済性での観点から有益である為。

2. 背景・経緯

モザンビークより同時期に要請された2件の無償資金協力事業「ナンプラ初等教員養成計画」及び「北部中学校改善計画」は、調査を効率的に進めることを目的として準備調査を1つにまとめて実施することとし、2011年にプロポーザル方式の企画競争（応募2社：株式会社マツダコンサルタンツ、株式会社山下設計）により株式会社マツダコンサルタンツと契約を締結（2011年3月～2012年3月）し、調査を進めていた。

しかし、調査途中の段階（2011年第2四半期時点）で、外務省より同年度内における調査対象の2案件の閣議請議が困難である旨連絡を受けた。このため、先方政府の実施優先度が高い中学校案件の調査を先に進めることとし、教員養成校案件の調査については、実施可能な範囲まで進めた上で、一旦中断することとした。

その後、2012年9月に外務省より教員養成校案件の同年度内の閣議請議を見込んだ調査再開指示があり、中断していた調査を再開したもの。

3. 業務内容

- (1) 中断前の調査内容のレビューと補足調査項目の整理
- (2) 概略設計・積算の先方政府への説明・協議
- (3) サイト状況、教育事情、建設コスト等に係る補足調査
- (4) 概略事業費積算内訳書の作成
- (5) 入札図書作成参考資料の作成（詳細設計策定、詳細設計積算を含む）及び先方

政府への説明・協議

4. 特命随意契約の理由

本契約相手方である株式会社マツダコンサルタンツは、先行調査(中断前の調査)において今回調査(再開後の調査)に関連する基本設計及び施工計画・積算関連に必要な情報を収集し、概略設計及び事業計画のドラフトを策定している。今次調査は作成された概略設計及び事業計画のドラフトに基づき、調査が中断した期間による価格変動などを反映させた上で、先方政府と最終的な概略設計や事業計画を合意し、入札図書作成参考資料を作成するものであり、先行調査により収集している情報や作成された概略設計および事業計画のドラフトを活用する必要がある。

また、本件調査は設計を作成する業務であり、設計業務の途中段階で設計者を変更することは、設計責任(設計に瑕疵があった時の責任)が不明確になることから適当でない。

仮に他社コンサルタントに設計責任を負わせる場合には株式会社マツダコンサルタンツにより作成された概略設計のレビュー(照査)が必要となり、時間・お金といった追加コストが新たに発生することになる。

加えて、先行調査時では株式会社マツダコンサルタンツが実務者レベルでモザンビーク政府側との協議及び各種調査を実施しており、先方関係者との詳細な協議状況を承知している上、先行調査を通じて構築された政府関係者との人的ネットワークも構築している。

以上の点から、先行調査を実施した業者が当該業務を引き続き実施することが、効率性及び経済性の観点から最適と考えられるため。

5. その他

中断前の調査内容は以下のとおり。

- (1) プロジェクトの背景、目的、内容の確認
- (2) 「モ」国教育事情の確認
- (3) 施設計画調査(対象校選定、コンポーネント選定、設計等)
- (4) 機材計画調査(機材選定等)
- (5) 施工計画/調達計画調査
- (6) 運営・維持管理計画調査
- (7) 入札・契約関連業務に係る調査
- (8) 積算関連調査
- (9) 先方負担事項に係る調査
- (10) 概略設計及び事業計画のドラフト策定、概略事業費の積算ドラフトの策定

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ギニア共和国幹線国道橋梁改修計画準備調査（事業化調査）業務実施契約
(2) 契約金額	38,258,850 円
(3) 履行期間	2013年1月7日～2013年6月13日
(4) 契約相手名称	株式会社 片平エンジニアリング・インターナショナル
(5) 担当部署	経済基盤開発部

《随意契約理由》

- ◎ 先行調査と事業化調査を同一契約相手先が一貫して行うことにより、先行調査のレビューにかかる作業量が最小限で済み、合理的である。
- ・ 2007年に基本設計調査を実施したものの、その後のクーデターによる政情不安の為、協力が一時停止となった。その後、政情が回復したため事業化に向けて改めて概略事業費の精査・再積算等を行うことを目的として本調査を実施した。
- ・ 事業化調査契約相手先が、施主（先方政府）との契約により無償本体工事の施工監理も行うため、先行調査を実施した契約相手先が一貫して調査を行うことが効率性の観点から最適である。

2. 背景・経緯

- (1) ギニア共和国（以下「ギニア」）では、主要幹線国道に掛かる橋梁（建設後50～80年経過）は、近年増加している大型車両の通行を考慮しない設計となっていることに加え老朽化も進んでいる。また、不十分な幅員（1車線）のため交互通行とせざるを得ず交通上のボトルネックとなっている。
- (2) このような背景から、2007年11月に橋梁の架け替えに向けた基本設計調査団を派遣した。その後、2008年12月に無償資金協力の実施が閣議で決定されたが、同月に発生したクーデターにより政情不安となり協力が一時停止した。その後、2011年8月に経済協力再開が決定されたことを受け、本事業も再開することとなったが、2008年の調査完了後、約4年が経っていることから事業を取り巻く諸環境に変化が生じていることが想定された。
- (3) よって、基本設計調査の結果に基づき、同調査時からの状況の変化を確認した上、事業化に向けた概略事業費の精査・再積算等を行うことを目的として本調査を実施した。

3. 業務内容

- (1) サイト状況調査
- (2) 調達事情調査
- (3) 概略事業費の見直し
- (4) 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- (5) 環境社会配慮

4. 特命随意契約の理由

- (1) 今回の準備調査（事業化調査）は、実施済みの基本設計に基づき積算等の見直しを行うものであるが、基本設計以降の現地の変化状況によっては設計変更を伴う対応が必要となる場合があることを踏まえ、基本設計調査の内容を熟知し、かつ、積算元データや構造計算結果、数量計算結果等のデータを再活用できる契約相手先と特命随意契約を締結することが最も合理的と判断した。
- (2) 積算等の見直しを行うためには、基本設計調査時点での積算根拠、構造計算結果、数量計算結果等を確認し、この有効性を検証することが求められるが、これらは基本設計調査の成果品としておらず、契約相手先が所有している。
- (3) 無償本体工事を実施する際、施主（先方政府）は日本業者に発注を行うことになっている。施工監理については、JICAは、「無償資金協力調達ガイドライン」に基づき施主に邦人コンサルタントを推薦行うが、設計内容に責任を持ち、限られた期間・予算で施工監理を実施するためには、一貫した調査の実施により背景・経緯や調査方法、設計内容を熟知していることが求められる。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	アフリカ地域ザンビア－ジンバブエ「チルド桥梁建設計画」フォローアップ協力調査
(2) 契約金額	18,743,550 円
(3) 履行期間	2012 年 10 月 5 日～2012 年 12 月 28 日
(4) 契約相手名称	株式会社長大
(5) 担当部署	資金協力業務部

《随意契約理由》

- ◎ 当該業務に必要な対象桥梁の詳細設計図面、構造計算等の所有権を有している本契約相手先との契約が必要であるため。
- ・ 無償資金協力により建設した桥梁の支承（橋桁を河川両側の橋台に架設するための支持部材）に損傷が発生していることを踏まえ、補修計画案を策定すること等を目的にフォローアップ協力調査を実施するもの。
- ・ 補修計画案の策定にあたっては、建設時の設計図面（詳細構造図面及び竣工図面等）、構造計算書類等の元情報が必要となり、本契約相手先がこれらの情報の所有権を有している。

2. 背景・経緯

対象桥梁はザンビア・ジンバブエ国からの要請に基づき 1997 年 6 月～1998 年 3 月にチルド桥梁建設にかかるフィージビリティ調査及び概略設計を JICA の開発調査スキームにて実施した。また、同調査と並行して、ザンビア・ジンバブエ国からチルド桥梁建設を無償資金協力案件として日本国政府に要請がなされ、1998 年 8 月～10 月に事業化調査を実施した。その後、1999 年度～2002 年度の無償資金協力により同桥梁は建設され、2002 年 12 月に引渡しされたが、供用開始から約 10 年が経過した段階で、支承の一部に破損（積層ゴムの剥離）箇所が発見された。

桥梁引渡し後（瑕疵期間終了後）は先方政府が維持管理責任があるが、先方実施機関では必要な補修計画の策定及び補修工事の実施が困難なため、JICA による補修計画案の策定にかかるフォローアップ協力調査の要請がザンビア国実施機関（RDA: Road Development Authority）から上げられた。

かかる状況から、支承に生じた不具合原因の特定及び具体的な補修計画案を策定することを目的に、上述の開発調査及び事業化調査における本桥梁の基本設計並びに無償本体事業の詳細設計・施工監理業務を請け負ったコンサルタント（株式会社長大）と契約し、2012 年 10 月よりフォローアップ協力調査を実施した。

3. 業務内容

- ・ 支承に生じた不具合原因の特定。
- ・ 補修計画案（詳細設計図面及び施工計画の策定を含む）の策定及び事業費の積算。
- ・ チルンド橋の維持管理を担うザンビア国実施機関の維持管理体制に関する現状把握と、今後の維持管理体制構築に向けた提案。

4. 特命随意契約の理由

- （1）本業務の実施にあたっては、無償資金協力による橋梁建設時の設計図面（詳細構造図面及び竣工図面等）、構造計算書類等の当初計画時の設計関連資料が必要となる（支承の設計、施工計画作成に際して必要な構造計算を行う必要があるため）。
- （2）当該無償資金協力案件では、詳細設計及び施工監理業務のために先方政府と本契約相手先との間で契約を行っており、同業務の関連資料の所有権は本契約相手先に帰属する。
- （3）橋梁建設時の設計図面、構造計算書類等の所有権を保持している本契約相手先以外が本件フォローアップ協力調査を実施する場合には、上述のような構造計算を行うための計算方法や前提条件（荷重や橋桁の強度等）を推測することにより、当初設計と同一のものとならない可能性があり、適切な設計結果（改修後の橋梁が必要な強度を保ち、かつ、改修コスト、実施方法が妥当と判断されるもの）を得られないことが懸念される。
- （4）加えて、本契約相手先以外のコンサルタントが本業務を実施する場合は、建設した橋梁の設計条件確認のための構造計算作業を追加する必要がある（他方、本契約相手先に対して特命随意契約する場合は、同社の責任にて設計した結果を活用するので、再度の構造計算は必要でない）。そのため、仮に本業務を競争に付す場合は、当該計算作業分の業務量（M/M）を上乗せした積算条件とする必要があり、結果的にJICAにとって不経済な契約締結となる恐れがある。
- （5）かかる事情により、技術的かつ経済的に適切な設計を行うために、必要な情報を活用できる本契約相手先との契約が不可欠である。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Security Contract for JICA Afghanistan Main Office
(2) 契約金額	132,270,359 円 (1,603,360.65 米ドル)
(3) 履行期間	2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	Global Integrated Security (Japan) KK
(5) 担当部署	アフガニスタン事務所

《随意契約理由》

◎ 安全対策上の理由から、前年度と同一業者との継続契約が必須であるため。

- ・ 本契約は、2010 年に企画競争で選定した業者との継続契約。
- ・ 我が国外務省が退避勧告を出している当国において警備サービスを提供するためには、JICA 事務所の体制や事業実施の状況を熟知することが極めて重要である。仮に警備会社を変更した場合、新たに契約を締結する業者がこれらを熟知するまでに一定の時間を要することは明らかであり、当該期間中に機構関係者の安全に重大な影響がでる可能性は否定できず、リスク回避の観点から十分踏まえる必要がある。
- ・ 契約額は、企画競争を行った 2010 年度で 1,841 千ドル。他の 3 社の応札額、2,006 千ドル、1,797 千ドル、1,721 千ドルと比して、平均的な金額。また、契約額は 2012 年度には 1,603 千ドルへ減額している。

2. 背景・経緯

- (1) 2009 年 11 月に日本政府が発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」において、アフガニスタンに対し「概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援」を実施するとの国際公約を表明しており、この国際公約を着実に実施するために、JICA はアフガニスタンで技術協力、無償資金協力を実施している。
- (2) アフガニスタンは日本外務省により退避勧告が発出されている地域であり、同地での活動に際しては、機構関係者の安全を確保するための武装警護等が求められる。
- (3) 2010 年に、それまで武装警護等のセキュリティサービスを JICA へ提供していた Tundra 社がアフガニスタンから撤退したため、企画競争を実施し、Global Strategies Group (当時社名、以下 Global 社) と単年度契約を締結した。
- (4) 企画競争に際しては、アフガニスタンの合法登録警備会社の全 52 社から政治面及び技術面を精査し、さらに各国大使館、援助機関等の第三者機関からのヒアリング結果も踏まえ、信頼性が高いと判断できる 6 社を指名業者として実施

した。これら6社にプロポーザル及び見積もりの提出を求め、競争に参加した4社の技術評価を行った結果、最も評価の高いGlobal社と契約交渉（価格含）を経て契約締結に至った。（当初契約期間：2010年4月25日から2011年3月31日）

- (5) 以降、上記随意契約の理由を踏まえ、さらに、2010年の同会社の提供するサービスの質をモニタリングした結果、適切なサービスの提供を実施していることが確認されていることから、2011年度も同会社と特命随意契約として契約を更改している。

Global社はドバイにRegional Head Officeがあり、契約内容は、同事務所が決定している。2010年の契約先は、同社のアフガニスタン法人であったが、支所の規模縮小に伴いGlobal社の求めに応じて、2012年度より同社の日本法人と契約。

3. 業務内容

- (1) 安全対策コーディネーター配置：警備・警護の全体マネジメントを行うもの。
- (2) 施設警備：24時間体制でカブール市内のJICA事務所・駐車場、及びジャララバード市内のフィールドオフィスの塀内警備を行うもの。
- (3) 移動武装警護：機構関係者がカブール市郊外等に移動する際に、武装警備員がJICA車両に同乗もしくは別車両にて同行し、警護を行うもの。

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本件は、2010年に企画競争で選定した業者との継続契約である。

信頼がおけるレベルの警備サービスを提供するためには、JICA事務所の体制や事業実施の状況を熟知することが極めて重要であり、仮に警備会社を変更した場合、新たに契約を締結する業者がこれらを熟知するまでに一定の時間を要することは明らかであり、当該期間中に機構関係者の安全に重大な影響が与えられる可能性は否定できず、日本外務省により退避勧告が出されているアフガニスタンにおいては、特にリスク回避の観点から十分踏まえる必要がある。

特にJICAは、事務所以外に専門家執務室やプロジェクトサイトがカブール市、カブール県、バルフ県、ジャララバード県に点在し、新規警備会社が、状況の熟知に要するために長時間を要し、上記リスクが大きい。

- (2) 契約額は、企画競争を行った2010年度で1,841千ドル。他の3社の応札額、2,006千ドル、1,797千ドル、1,721千ドルと比して、平均的な金額。また、契約額は2012年度には1,603千ドルへ減額している。この減額は、業務内容を見直す（事務所人員配置等）ことにより達成したもの。
- (3) なお、治安情勢が不透明でいつ退避決定が行われてもおかしくない状況の中での複数年度契約は不相当と考えられることから、当初から単年度契約としている。

- (4) さらに、2010年に出された大統領令に基づき、民間警備会社を原則解散もしくはアフガニスタンから撤退させることが決定している。移行措置として2012年度以降は大使館や国連機関等については民間警備会社の使用が認められており、それら団体との契約を有する民間警備会社数社（本契約相手方を含む）の活動は引き続き承認されている。しかしながら、各社の要員や武器の登録数は内務省により厳格に管理・制限されており、新規契約にあたって武器等の登録数を追加申請することは困難である。また、新規会社の設立はほぼ不可能な状況。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	専用口座及び専用システムによる研修員滞滞在費支給のためのサービス取扱いに関する協定
(2) 契約金額	21,000,000 円
(3) 履行期間	2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	株式会社三井住友銀行
(5) 担当部署	国内事業部

《随意契約理由》

◎ 本サービス導入（2003 年度）に先立ち、JICA と取引実績のある複数の銀行に対して本業務の実施を打診し、唯一対応可能であった三井住友銀行のみと随意契約を行うこととし、毎年度同行と契約を更新してきているもの。

- ・ 本業務は、研修員に滞滞在費を支給することを目的に、研修員用の口座を開設し、キャッシュカード等による滞滞在費の引き出し機能を提供するもの。
- ・ 2003 年度以前は、各研修員名義の口座を開設することにより滞滞在費の振込を行っていたが、「本人確認法」の施行により、研修員名義の銀行口座の開設が困難になり、代替手段を提供可能としたのは三井住友銀行のみであった。
- ・ 2010 年度に行われた契約監視委員会において、競争性のある方式への移行を検討する必要性が指摘されたことを踏まえ、複数社に対して継続的にヒアリングを行ってきたところ、2012 年度に他社（1 社）から対応可能との回答が得られ、これを受け、2014 年度からの業務開始に向けて、現在入札手続きを実施中であるが、調達と業務開始までの準備に相応の時間を要するため、平成 25 年度においては現行契約の更新が必須。

2. 背景・経緯

JICA では毎年約 1 万人規模で開発途上国からの技術研修員を受け入れており、各研修員への滞滞在費（食費・雑費等）の支給は振込により実施している。2003 年度以前は研修員個人名義の銀行口座を開設していたが、2003 年の「本人確認法」の施行後は、口座開設時の本人確認手続きが義務付けられるようになり、短期滞滞在が大半の研修員は法で定められた口座開設に必要な本人確認書類を有さないため、個人名義による口座開設が困難となった。このため、代替手段による業務の実施を JICA と取引実績のある複数の銀行に打診し、唯一対応可能とした三井住友銀行の提案に基づき、同年 10 月より、JICA 名義の公金口座(10,000 口座)を開設し、これを研修員に割り当て、同口座に振り込む方法により対応している。

3. 業務内容

- (1) 研修員に滞在費を支給するための口座の開設・維持
- (2) 各口座に対するキャッシュカードの発行
- (3) キャッシュカードを用いてのキャッシュディスペンサー等からの研修員による現金の引き出し機能の付与
- (4) 口座残高照会、口座残高回収の機能付与

4. 特命随意契約の理由

- (1) 上述のとおり、本サービス導入に先立ち、取引実績のある銀行に本業務の実施を打診したところ、対応可能案を提示したのは三井住友銀行のみであったため、同行と随意契約を締結することとした。
- (2) しかしながら、2010年度第3回契約監視委員会において、競争性のある方式への移行を検討する必要性が指摘され、これを受けて複数の金融機関に対して継続的に本業務の実施可能性についてヒアリングを行ってきたところ、2012年度に三井住友銀行以外に1社から対応可能との回答が得られた。
- (3) これにより複数者の応札の可能性が出てきたため入札を行うこととし、現在入札手続き中である。なお、研修員等の非居住者に現金授受以外の方法で経費を支給するのは一般的ではなく、「犯罪収益移転防止法」等の現行法制に鑑みて、本サービスを提供するには制限や条件が多い特殊なシステムを構築する必要があることから、入札に先立って意見招請を実施した。また、入札後、新規の受託業者が業務を開始するまでには、システム構築等の準備期間を確保することが必要であり、業務開始は2014年度初めを想定している。したがって、2013年度についても現行契約を更新し、本業務に対応することとしている。

以上

¹ 「本人確認法」は、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生や麻薬・銃器犯罪等の増加に伴うマネー・ロンダリング対策の必要性が高まったことから、預貯金口座の開設や、200万円を超える大口現金取引などを行う際に、金融機関に対して顧客の本人確認等を義務付ける法律で、平成14年4月に制定され、平成15年1月から施行された。なお、「本人確認法」は平成20年に「犯罪収益移転防止法」の全面施行に伴い廃止され、平成25年4月からは「改正犯罪収益移転防止法」が施行されている。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	本部設置給茶機の管理委託業務に係る単価契約
(2) 契約金額	8,844,000円(単価契約)(履行期間見込額)
(3) 履行期間	2012年4月2日～2013年3月29日
(4) 契約相手名称	西洋フード・コンパスグループ株式会社
(5) 担当部署	資金・管理部

《随意契約理由》

◎バックアップ体制を期待できる食堂の運営委託先に委託することが妥当と判断したため。

- ・ 背景・経緯：食堂運営業務を外部委託している。
- ・ 業務内容：執務室内における給茶機の設置、水・茶葉の補給、維持管理等

2. 背景・経緯

本部内での勤務者の福利厚生観点から給茶機を各階に設置している。この維持管理にはメンテナンス業務を行う要員が必要であり、職員食堂の運営業務委託先は、本部ビル内に必要時間帯に常駐しており、本業務を委託するのが望ましい。このため、職員食堂運営委託先との契約の際、給茶機の設置、維持・管理について提案をさせることとし、その内容を検討した上で特命随意契約することとしたもの。

3. 業務内容

JICA本部執務室エリア内に給茶機20台を委託先負担にて設置し、水及び茶葉の補給、衛生管理等のメンテナンス業務、及び故障時の対応を行う。

4. 特命随意契約の理由

- (1) 二番町センタービルは、執務室内に水道がないことから自動給水の給茶機は設置できず、人による水の補給が必要である。またその頻度も多く、茶葉の補給、日々の衛生管理、故障時の対応等に対応できる体制が必要。ビル内に常駐する食堂の運営委託会社に委託することで、常時給茶機を適切な状態に保つことができると考えた。
- (2) 当社は20台の給茶機を自己負担にて設置が可能であり、1台当たりのメンテナンス費用においても、また茶葉等の関連消耗品の単価においても、市場調査の結果妥当なものであると判断された。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	東南アジア型組織経営モデル研究
(2) 契約金額	81,963,420 円
(3) 履行期間	2013年3月4日～2015年3月31日
(4) 契約相手名称	国立大学法人政策研究大学院大学 (GRIPS)
(5) 担当部署	研究所

《随意契約理由》

- ◎ 公共経営に関する我が国の経験を東南アジア各国に発信するための本研究を実施するためには、本分野における人的・知的ネットワークを有し、我が国と開発途上国の双方における政策運営にかかる理論と実践の両面に精通している GRIPS と契約し、知識創造論を中心とする組織経営モデル研究を実施する最適な体制を整えることが必須である。
- ・ JICA と GRIPS は 2013 年 1 月 28 日に連携にかかる覚書を締結している。今次の共同研究は組織経営に関する東南アジア各国の経験の体系化にかかる部分でこれを具体化するものである。
 - ・ GRIPS は開発途上国各国の指導層との人的・知的ネットワーク、大学院大学、研究機関、行政機関との強力な連携を築いている唯一の学術機関である。
 - ・ 我が国の政府、地方自治体の事例研究と公共経営モデルの検討、アジア各国を対象に行われる研究活動に従事する同大学教員の人件費を GRIPS が負担、他の機関と契約を行う場合と比較して著しく有利な価格で契約を行うことができる。
 - ・ 野中郁次郎一橋大学名誉教授¹の知識創造理論に精通した GRIPS の教授陣が助言等を行う等、提案された実施体制は本研究を実施するに最適な人員を擁している。

2. 背景・経緯

JICA と GRIPS は 2013 年 1 月 28 日に覚書を締結している。近年東南アジア各国において政策課題の高度化が進む中で、指導者層の能力開発を強化することが急務とされている状況を踏まえ、JICA と GRIPS 相互の連携によりそれらに関する東南アジア各国への協力を行うことが有益であるとの認識のもと締結された本件覚書において、以下の連携が予定されている。

¹知識創造理論を世界に広め、ナレッジマネジメントの権威で海外での講演も多数。現在一橋大学名誉教授。立命館アジア太平洋大学名誉教授、カリフォルニア大学バークレー校経営大学院ゼロックス知識学特別名誉教授等を歴任。

- (1) 公共経営に関する我が国の経験を東南アジア各国に発信するための研究の実施。
- (2) 組織経営に関する東南アジア各国の経験の体系化に関する研究の実施。
- (3) 東南アジア各国の指導者層を対象とした政策能力・行政能力の強化に関する研修の実施、指導者層養成の中核を担う機関の強化に関する支援の実施。

3. 業務内容

- (1) 研究の理論的枠組みの検討
- (2) 本邦における実務レベル・ワークショップの準備と実施
- (3) 本邦における第1回政策フォーラムの実施
- (4) 対象国における組織経営に関する個別研究の実施
- (5) モニタリング調査の実施
- (6) 我が国の国家経営に関する研究の実施
- (7) 本邦における第2回政策フォーラムの実施
- (8) 研究成果のとりまとめ

4. 特命随意契約の理由

(1) 経緯（覚書）

上記2. のとおり2013年1月28日にJICAとGRIPSの間で締結した覚書では、組織経営に関する東南アジア各国の経験の体系化、公共経営に関する我が国の経験の東南アジア各国への発信を、JICAとGRIPS相互の連携により行うことが有益であるとの認識が謳われており、今次の共同研究はこれを具体化するものである。

(2) 人的・知的ネットワーク

我が国も公共経営の経験を東南アジア各国に発信する本研究において、東南アジア各国の共同研究者、研究対象の選定を行うためには、幹部公務員の能力開発や公的部門の組織開発に関する研究能力を有し、かつこれら対象国の幹部公務員や公的部門との密なネットワークを通じた研究成果発信能力が必須である。GRIPSは、「政策形成能力を備えた専門的指導者」および「政策における高度なプロフェッショナル」の養成を目的として創設され、1997年の創設以来、海外83ヶ国からおよそ2000人の修了生を輩出しているが、その大半が現役の行政官であり、開発途上国の行政の実情と課題に関して膨大な実践的な知見を蓄積している。このようにGRIPSは各国の指導層との人的・知的ネットワーク、大学院大学、研究機関、行政機関との強力な連携を築いている唯一の学術機関である。

(3) 我が国の公的部門との比較

本研究では、非欧米地域における公的部門の能力開発のモデルとして、我が国の公

的部門を比較対象とする。そのうえで、対象国との比較の観点から、知識経営理論の枠組みを用いて我が国の政府、地方自治体の事例研究と公共経営モデルの検討を行う必要がある。GRIPSは、日本とアジア諸国を中心とした海外の地方自治制度と運用に関する比較研究・調査を積極的に進めており、その活動の一環として、シンポジウムやセミナー、研究会を開催するとともに、対外的なネットワークの形成を図っているところ、さらに本研究の枠組みのなかで自己手当により我が国の政府、地方自治体の事例研究と公共経営モデルの検討を行う予定である。加えて、アジア各国を対象に行われる研究活動に従事する同大学教員の人件費についても同大学が手当を行う。したがって、これらの経費について機構は負担を行う必要は無く、他の機関と契約を行う場合と比較して著しく有利な価格で契約を行うことができる。

(4) 実施体制

本研究にあたっては、これまでの JICA の東南アジアにおける公共経営・組織経営強化の取り組みの中で野中郁次郎名誉教授が提唱する知識創造理論の有用性が謳われていることから、本理論を分析の枠組みとして用いて事例研究を行い、その結果を踏まえて、対象国のそれぞれについて現地のコンテクストに即した組織経営モデルを整理することが可能な人員を有する必要がある。野中郁次郎名誉教授を擁する一橋大学との協議においては本事例研究が必要とする実施体制の構築が困難であり、GRIPSでは、野中郁次郎一橋大学名誉教授をアドバイザーとし、そのもとで知識創造理論に精通した学長を初めとする教授陣が、事例研究に関する現地調査への同行と手法の確認、中間成果品のレビュー、最終成果品の内容に関する助言等を行う体制の構築が可能である。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	SERVICE AGREEMENT FOR Case study of resilience in East Asian and South East Asian countries
(2) 契約金額	11,571,247 円
(3) 履行期間	2013 年 3 月 14 日～2013 年 12 月 27 日
(4) 契約相手名称	Global Development Network (GDN)
(5) 担当部署	研究所

《随意契約理由》

- ◎ 契約相手先は、開発途上国及び先進国の政策・研究機関及び研究者ネットワークを統括する国際機関であり、世界的研究者ネットワークを通じた品質管理のもとで、国際援助イシューである当該研究を行うことが必須である
- ・ Global Development Network (GDN) は、世界各地の研究者・研究機関のネットワークを結ぶハブの役割を果たす国際機関である。
- ・ JICA 研究所は、GDN の日本国内ネットワークである GDN ジャパンの事務局として、GDN 本部と緊密な連携を築いている。
- ・ 東日本大震災以降、JICA 研究所がポスト 2015 (MDGs 後の開発目標) に向けて「レジリエンス」を重要な課題として位置付け、レジリエンス分野にて対外発信を強める中、JICA/GDN 間において今後の両組織間での連携強化の必要性が確認され、共同研究の実施に至った。
- ・ 各機関によるポスト 2015 における政策提言活動は活発化しており、時流に乗り遅れず、各種国際会議開催等でのタイムリーな成果発表に合わせた研究の進捗・成果の発表が必要とされている。
- ・ GDN との共同研究を通じて、JICA は世界レベルの研究者による品質管理のもと、各国第一線の研究者によるネットワークから選定された研究者の成果をタイムリーに享受でき、また GDN 総会や GDN が持つネットワークを通じて、効果的な成果発信を行うことができる。

2. 背景・経緯

- ・ 「レジリエンス」については、世界な経済危機や東日本大震災に見られるように災害（自然災害、経済災害、人的災害、戦争等）の数が年々増加してきている現状から、2015 年以降の MDGs 後の世界が取り組むべき重要課題の一つとして国際場裏で捉えられるようになってきている。途上国が持続的な開発を可能ならしめ、外的ショックに対し被害を最小化し、迅速に回復できる能力を構築するための概念であるが、どのような取り組みがレジリエンスを強化し、持続可能な開発可能と

するかを検証するには、各国の文脈、事情を踏まえた詳細な事例研究が必要である。

- ・ Global Development Network (GDN) は、1990 年代の ICT 発展とともに発達・拡大してきた世界各地の研究者・研究機関のネットワークを結ぶハブ組織として、1999 年に世界銀行が主導して立ち上げた世界的な知識ネットワーク機関であり、2008 年に国際機関化を果たしている。
- ・ 日本では、世界銀行との関係性から、国際協力銀行開発金融研究所（当時）が GDN 発足時とほぼ同時に地域ネットワークの一つである GDN ジャパンを組織し、事務局を務めていた。2008 年 10 月の JICA・JBIC 統合により、以降 JICA 研究所が GDN ジャパン事務局の機能を引き継ぎ、GDN 本部と緊密な連携を築いている。
- ・ 2012 年 10 月の IMF/世界銀行年次総会の折の JICA 研究所と GDN 事務局長との協議により、GDN の主要な活動である The Global Research Capacity Building Program を活用しつつ、共同研究を実施する方向で協議を継続することとなった。この共同研究を通じ、援助潮流へ研究成果を効果的に発信していくことも確認された。

3. 業務内容

- (1) Global Research Capacity Building Programにおける地域研究コンペティションの実施、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、中国、韓国の計 7 か国を対象とした研究者の選定及び国別研究の実施
- (2) 対象国における下記情報の収集・分析
 - a) 昨今における対象国政府や対象国内有識者がレジリエンス問題を取り扱う頻度や深刻度
 - b) レジリエンス強化にかかる対象国の国家政策・施策
- (3) 当該国におけるレジリエンス強化を効果的・効率的に図るための短・中期（10－20 年間）の政策・行動オプションの提案
- (4) 上記(2)及び(3)の対象国にかかる分析結果の評価・報告
- (5) 有識者による Steering Committee の開催
- (6) 2013 年 GDN 総会プレナリーセッションにおける研究発表

4. 特命随意契約の理由

(1) 研究目的（地域ネットワークの必要性）

現在、ポスト 2015 を見据え、国連においてはハイレベルパネルが設置され、各種国際会議が行われるなど、今後の開発援助戦略の方向性を決定する重要な時期にある。日本もコンタクトグループを組織してきており、JICA 研究所もこうした開発戦略の議論に積極的にインプットを行うべく、インクルーシブネスのほか、レジリエンスに焦点を当てて提言を行う方向で研究を進めている。レジリエンスの概念は、心理学、工学、経済学の各分野によっても相違があるが、さらに各国ごとにもレジリエンスの概念、開発課題における位置付け、現状、政策や課題などは千差万別である。どのよう

な取り組みがレジリエンスを強化し、持続可能な開発を可能とするかを検証するには、各国の文脈、事情を踏まえた詳細な事例研究が必要であり、その一環として、東アジア及び東南アジア各国のレジリエンスの取り組み状況にかかる事例研究については、これら地域横断的な事例研究が実施できる機関である GDN（地域ごとの研究者ネットワークを保有）への委託研究が必要である。

（２）国際的影響力

- ・ GDN は開発途上国及び先進国の研究者や政策実務者の開発に係る知識を共有し、調査研究活動と実務的活動のギャップを埋めることを目的に、世界銀行スティグリッツ上級副総裁兼チーフエコノミスト（当時）のイニシアティブで1997年に設立された開発途上国及び先進国の政策・研究機関及び研究者のネットワーク機関であり、2008年に国際機関化を果たした。
- ・ また、GDN は海外の有識者や研究機関との連携により、国際的な研究ネットワークの拡充と発信力の強化を図っており、世界中の研究者、政策立案者、援助機関の参加により、年に一度開催される国際的な年次会合では、The Global Research Capacity Building Program の体制のもと当該年に実施された研究成果等を踏まえ理事会によって決められたテーマを基調に開催され、研究者のみならず、著名な政治家・実務家も多く参加、数百人規模に達し議論を盛り上げるとともに、開発の潮流形成に寄与しており、国際場裏へのインプットが必要な本研究課題において GDN の国際的影響力が必須である。

（３）実施体制

- ・ 今次の研究は GDN の主要な活動である The Global Research Capacity Building Program の体制下で行われる。このため、JICA は複数ヶ国に点在する研究機関・研究者を対象に個別に選定する必要は無く、GDN ネットワーク上の各国研究者群の中から最も適任とされる研究者が研究を行うことが可能となる。
- ・ さらに GDN は世界的に著名な研究者及び各国の有能な研究者を擁しており、本研究の実施にもこれらの研究者による積極的な関与が期待できる。著名な研究者として GDN チーフエコノミストであるジョージ・マブロタス教授を筆頭に、フランス・ブルギニオン教授（元世界銀行チーフエコノミスト兼上級副総裁）ほかの名を連ねており、これら著名な研究者が steering committee を通じ適切に研究の品質管理を行うことが期待できる。
- ・ なお GDN は 2012 年度（7-6 月）だけでも類似研究を 90 以上実施中であり、十分な委託実績を有している。このように GDN は、世界レベルの研究者による品質管理のもと、各国第一線の研究者によるネットワークから選定された研究者の成果を享受できる、規模と質を兼ね備えた研究ネットワークを有する唯一の国際機関である。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 24 年度地域別研修 「アジア地域農民主体型用水管理システム(A)」コース
(2) 契約金額	3,761,636 円
(3) 履行期間	2012 年 5 月 18 日～2012 年 8 月 20 日
(4) 契約相手名称	大雪土地改良区
(5) 担当部署	北海道国際センター（札幌）

《随意契約理由》

- ◎ 当該研修コースは受益者である農民による用水管理、施設管理手法・技術の習得を目指すものであるが、我が国において、これらの技術・経験を提供できるのは、日本の農民参加型水管理組織である土地改良区しかない。また、求められる規模や実績等を考慮すると、大雪土地改良区しかない。
- ◎ 土地改良区の本来事業に研修受託事業を含む国際協力事業は含まれていない。土地改良区自体に競争を経て本件を受託しようとするインセンティブはない。研修を受託した実績のある土地改良区に依頼することが、最も効果的・効率的な研修の実施につながる。

2. 背景・経緯

- (1) 2002～2004 年度にかけて、旭川市から提案のあった用水管理にかかる研修を東ティモール（1 年目）とインドネシア（2～3 年目）を対象に、草の根技術協力事業（地域提案型）として実施し、上川地方にある旭鷹土地改良区（大雪土地改良区の前身）が研修の事業実施団体となった。研修は旭鷹土地改良区が、他のてしおがわ土地改良区、富良野土地改良区、旭川土地改良区、東和土地改良区内の現場を取りまとめ調整することで効果的な現場研修を実施。
- (2) 2005 年度より地域別研修「アジア地域農民参加型用水管理システム」コースとして実施。2006 年度以降、大雪土地改良区が研修の主要部分を担当。2010 年度以降、旭川・東和が外れる形となり、現在は 3 つの土地改良区で実施。2013 年度に 2 回目のコース更新を行い、地域別研修「アジア地域農民主体型用水管理システム」コースとして実施中。

3. 業務内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の積算・経費処理
- 3) JICA 北海道（札幌）や他の関係機関、研修監理員との連絡・調整

- 4) 研修の運営管理とモニタリング
- 5) 研修員の技術レベルの補佐
- 6) 評価会・閉講式への出席、実施補佐
- 7) 講義・見学の評価

(2) 講義・視察等の実施に関する事項

- 1) 講師や視察先の選定・確保（内部講師含む）
- 2) 依頼文書の作成・送付、謝金・交通費の支払い、礼状の作成・送付
- 3) 講義・視察の実施
- 4) 資料の準備確認・翻訳依頼・印刷
- 5) 資機材の準備・車輛備上

(3) 事後整理

- 1) 業務完了報告書および経費精算報告書の作成

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修コースは、灌漑システム管理における農家（受益者）の参加（参加型用水管理：PIM）にかかる農民の組織化と能力強化、また灌漑施設管理にかかる手法と技術の習得を目的としている。日本において、受益者負担の原則に則って受益農民による水管理・施設管理を行っている組織は、土地改良区である。土地改良区は土地改良法に基づく法人で、土地改良区の組合員により運営・管理されている。なお、農協は用水管理を業務範囲としておらず、土地改良事業団体連合会については土地改良区ほど現場（圃場）レベルにおける水管理・施設管理の技術・スキルを有していない。
- (2) 本研修コースでは、土地改良区が実施する土地改良事業とその維持管理事業の両者を扱う。しかしながら、道外の土地改良区の多くは維持管理事業しか実施していない。また北海道では、途上国の農家組織と同規模の末端施設を管理する組織が土地改良区の下部組織として存在している例が多く、この点から、道外の土地改良区と比べてより途上国のニーズに合った研修内容を提供することが可能となる。
- (3) 本コースの実施にあたっては、上述の地域提案型の研修が先だって実施されており、類似の研修機会が求められている。これまでの実績から、確立された実施体制を有し、用水管理分野の講義・視察に必要な経験と実績、リソースパーソンを特定し、研修を効果的・効率的に運営できるノウハウを有する機関は他にない。
- (4) 土地改良区の本来事業に研修受託事業を含む国際協力事業は含まれていない。このため、本研修目的を達成するために、これまでの研修実施実績を有する土地改良区にJICAが依頼のうえ、継続実施している。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	電子複写機賃貸借・保守（単価契約）
(2) 契約金額	22,106,822 円
(3) 履行期間	2012 年 4 月 1 日～2012 年 12 月 31 日
(4) 契約相手名称	富士ゼロックス株式会社
(5) 担当部署	資金・管理部

《随意契約理由》

◎経費的に著しく有利な価格であるため

- ・ 背景・経緯：新しい印刷・複写システムの安定的な稼働開始までの短期間、印刷・複写システムを必要とした
- ・ 業務内容：電子複写機の賃貸借及び保守

2. 背景・経緯

2011 年	4 月	新しい印刷・複写システム（マネージド・プリント・サービス：MPS）導入是非、仕様の検討開始
	12 月	MPS 調達開始
2012 年	3 月	既往複写機契約の終了
	4 月	本契約の締結
	6 月	MPS 契約の締結
	6 月-11 月	設置、動作確認
	12 月	本契約の終了

MPS とは、従来のような出力機器の単なる提供ではなく、出力機器類に関する総合的な管理・運用サービス。MPS の採用により、コスト削減、セキュリティ強化、最適台数の適正配置、効率的運用を実現できる。

既往複写機契約の終了時期後（2012 年 3 月）から MPS 導入・サービス提供の安定化（2012 年 12 月）が見込まれる時期までの間、別途複写機の契約を必要とした。

3. 業務内容

電子複写機（37 台）の賃貸借及び保守

4. 特命随意契約の理由

MPS の安定的に稼働するまでの限定的期間の契約であり、執務環境に混乱を与えないために、既往システムの利用が望ましいと判断。富士ゼロックスは、再リース契約

11. 電子複写機賃貸借・保守（単価契約）

の金額として既往契約金額の10分の1の価格を提示。提示価格は時価に比べ著しく有利な価格であると判断し、同社と契約に至った。

以上

脆弱国等での競争入札に係る対応の特例について(案)

平成 25 年 8 月 29 日
国際協力機構 調達部

1. 現状と課題

- ・ 在外での現地調達においては、平成 24 年度の公表対象契約全件数(996 件)中、機材調達(373 件)、ローカルコンサルタント(303 件)、工事(59 件) は殆どが事業に関連するものである。このうち機材調達および工事契約は、競争入札(全体の 22%)をはじめ 83%が競争性のある調達方法を取っており、これらの調達の円滑な実施が事業進捗にも寄与する。
- ・ 一方、特に治安・市場規模等々の状況から調達市場が限定的な国・地域¹(以下、「脆弱国」とする)において、競争入札による現地調達が入札不調となり、事業遅延に繋がるケースが発生しており、今後も支援を進めるにあたり、調達遅延による事業遅延リスクを包含している。加えて、ファスト・トラック制度適用国²での調達については、当該国支援の政策的意義にも鑑み、事業の迅速な実施が肝要である。
- ・ 以上より、これらの国・地域での競争入札については、調達遅延リスクへの適切な対処が必要である。

2. 検討

- ・ 競争入札においては予定価格が上限拘束性を有するが、特に脆弱国等においては市場が小規模 / 未成熟であるが故に財・サービスの市場価格の変動も大きく、また現地特有の事情により予測し難いコストが掛かる等の背景から、応札価格が予定価格を超過する事例が発生している。
- ・ この場合、現行規定では予定価格を超えて最低価格応札者と契約を結ぶことは認められていない為【一般契約事務取扱細則第 17 条第 1 項】³、予定価格見直し再公示のプロセスを経る事となり事業遅延を招いているが、市場環境から再公示により新たな応札者が競争参加する蓋然性は低く、また(事実上、当初応札価格

¹コンサルタント等契約の経費積算において一般管理費の積算基準に 10%加算を認めている 16 の国・地域。平成 25 年 7 月 31 日時点でパキスタン(除一部地域)、フィリピン:ミンダナオ地域(MILF 紛争影響地域)、アフガニスタン、コンゴ民、南スーダン、エリトリア、チャド、リベリア、ギニア、コートジボワール(除アビジャン特別区)、シエラレオネ、ブルンジ、イラク、パレスチナ、アルジェリア、ハイチ。これらの国・地域の事業関連の機材調達・工事契約では、全 42 件中 22 件が競争入札により選定されている。

²現時点ではアフガニスタン、南スーダン、ミャンマー。

³一般契約事務取扱細則第 17 条第 1 項『契約担当役は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で(中略)最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。』

が市場(実勢)価格であり、)再公示により応札価格が大幅に低下する蓋然性も低い。

3. 対応(案)

脆弱国およびファスト・トラック制度適用国の事業における機材 / 工事の現地調達について、競争入札(及び、開札後直ちに行う再度の入札)において予定価格内での契約に至らない場合、止むを得ないと契約担当役が判断する場合に限り、再度の公示を経ずに予定価格を超えて契約を締結できるよう、関連規定を定める事と致したい。

(なお、係る手続きを経た契約については、「競争性のある随意契約」と分類する。)

以上